

規約

(合宿免許取得)

株式会社 能登自動車学校

第1条 入校に際して

1. 未成年者の方は、必ず親権者の同意を得ておいてください。
2. 刺青・タトゥーのある方は入校できません。

第2条 遵守事項

1. 教習生は入校後、教習所規則を遵守するとともに、指導員等の指導に従っていただきます。
2. 教習生の故意過失を問わず、法令及び公序良俗に反する行為、もしくは諸規則を守らないことにより、他の教習生及び学校が損害を受ける恐れがある場合、または受けた場合は退校していただきます。

この場合、料金の返却はいたしません。また、状況により損害賠償を請求する場合があります。

3. 教習の途中やむを得ず一時帰宅される場合は、当校にご相談ください。

その際の交通費は自己負担となります。

第3条 入校申込みの成立時期

電話・メール等によりお申込みいただき、教習スケジュールを設定した時点とします。

第4条 入校申込みのキャンセルについて

入校申込みの成立後、お客様のご都合により入校をキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料（税別）をお支払いいただきます。

1. 入校申込み成立後～入校日1ヶ月前まで…10,000円
2. 入校日1ヶ月未満～入校日4日前まで …20,000円
3. 入校日3日前～入校日当日まで …30,000円

第5条 中途解約

1. お客様が入校された後に自己の都合により教習を中断せざるを得なくなった場合は、中途解約とみなし、入校から解約当日までにかかった費用と事務手数料などを差し引いて精算いたします。なお、往復交通費は自己負担となります。
2. 精算に際しては、受領済みの教習料金から、解約手数料（事務手数料…全車種 10,000円税別）、及び教習にかかる実費を差引した差額を返金いたします。

ただし、教習の状況により返金が発生しない場合や、追加料金を徴収する場合があります。

第6条 学校の解除権

天災地変、監督官庁の命令、その他学校の管理できない事由により、安全かつ円滑な教習が実行不可能なとき、入校契約を解除または教習内容（日程等）を変更する場合があります。

第7条 免責事項

教習生が、次の事由により損害を被った場合は、当教習所は責任を負いません。

1. 天災地変、監督官庁の命令、その他学校の管理できない事由により生ずる学習日程の変更もしくは教習の停止。
2. 教習生の不注意により発生した学校管理下における校内教習、路上教習、学科教習等での事故の損害。
3. 教習所及び契約施設内における事故や盗難。
4. 自由行動時の事故、食中毒、疫病、盗難、その他教習所の責に帰さざる事由により生じた損害。

第8条 その他

1. お客様による故意・不注意を問わず、教習中の病気・怪我により教習が遅延した場合は、保証内容の対象外となります。
2. 料金に含まれる保証内容は、教習所の教習日程に従ったときに有効となります。自己都合での教習遅延・延泊は対象外となります。
3. 入校時の適性検査の結果によっては入校できない場合があります。その場合の交通費は自己負担となります。
4. 卒業までの最短日数をご案内しておりますが、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等の休日、その他天候等により教習が実施されない場合は、卒業までの日数が延長される場合があります。また、お客様の能力によっても異なってきますので、予めご了承ください。